

第1回南島原市部活動在り方検討委員会



南有馬庁舎3階大会議室
令和5年5月31日（水）
15：00～16：30

資料1

1 部活動の位置づけと意義

(1) 部活動の位置づけ

学校の教育活動は、学習指導要領に基づいて各学校が編成する「教育課程」と呼ばれる内容と学校が計画する「教育課程外」の内容で構成されています。

教育課程内	教育課程外
学習指導要領に基づく領域	学校が計画する領域
各教科・総合的な学習の時間・道徳科・特別活動	休み時間・登下校・放課後の課外活動(部活動)

※ 学校教育の一環(学校体育)として活動することが学習指導要領に明記されている。

(2) 部活動の意義

【生徒の側面から】

- 仲間づくり・人間関係を学ぶ。 ○礼儀やマナーを学ぶ。
- 目標達成までの計画力を養う。

【教師の側面】

- 生徒・保護者とより良い人間関係の構築ができる。 ○指導力の向上。
- やりがい(教師によって差はある)。 ○生徒理解

【保護者の側面】

- 安心して任せられる。 ○手軽 ○自分たちの多くが経験をしてきた。

2 なぜ国や県は地域移行なのか？

(1) 児童生徒数の減少の加速

- 中学校単独での部活動が成り立たなくなっている。
- 部活動の精選が進まない。(教員・地域・保護者の希望)
- 生徒の多様なニーズに応えるため。
- 持続可能なスポーツ機会の保障と生涯スポーツ(文化活動)の推進のため。

(2) 教員の働き方の改革(部活動指導により、自分の時間がない。)

- 時間外労働を適正化するため。
- 指導者または顧問としての教員の不足。
- 教職員としての本来の業務に集中できる環境を整えるため。
- 外部指導者(個人)によって、教師の負担感の違い(連携の難しさ)。

3 国や県の動向

(1) ガイドラインの策定

- 「長崎県中学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針」の策定に伴い「長崎県運動部活動の在り方に関するガイドライン（平成30年10月11日）及び「長崎県文化部活動の在り方に関するガイドライン（令和元年8月23日）」を廃止した。

(2) 長崎県中学校体育連盟の動き

- 令和5年度県中総体から地域クラブの参加を認めた。

※クラブが県中体連に申請し、認められたクラブのみが県の協会単位で予選を行い、県中総体へ参加ができる。（4月20日現在、86チーム申請）

※県中体連に申請したクラブチームは、予選会への参加を認める。（競技によって実情が違いすぎており、出場規定も統一感がない）

- 合同部活動の規定の見直し

※付帯合同…クラブ参加に伴って、学校同士が合同で参加できやすくなった。（特定の競技のみ）

(3) 南島原市中学校体育連盟の動き

※県中体連に準じて規定の見直しなどを行っている。

4 南島原市の動向

(1) 南島原市部活動在り方検討委員会の設置（5月1日付け）

(2) 方向性の確認。地域移行（社会体育）するのか部活動経営（学校体育）をしやすいのか。これにより今後の話し合いの方向性が決定する。

※4つのモデルを提案予定。

(3) 島原市の動向は現在、「あり方検討委員会」（仮称）を設置準備中。

雲仙市も同様。雲仙市は令和7年までに方向性が決まればよいというスタンス。ただし、雲仙市は先行して「雲仙ブラスジュニア」を立ち上げ、土日の文化部の地域移行を行っている。

5 南島原市の強み

(1) TEAM ひまわり

(2) 寺子屋事業

(3) 外部指導者

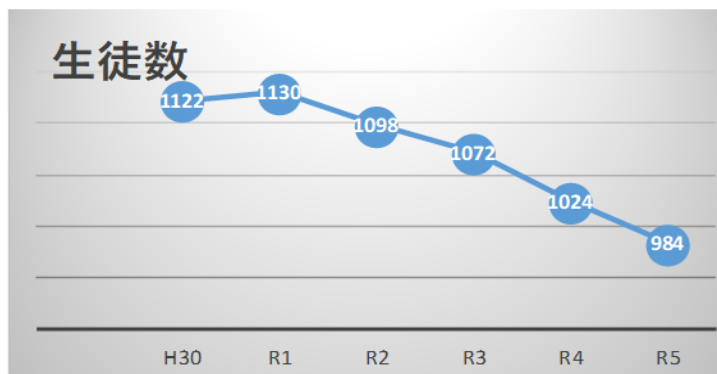
資料3

南島原モデルの提案について

1 南島原市の現状（中学校）

（1）生徒数の推移（R1～R5）

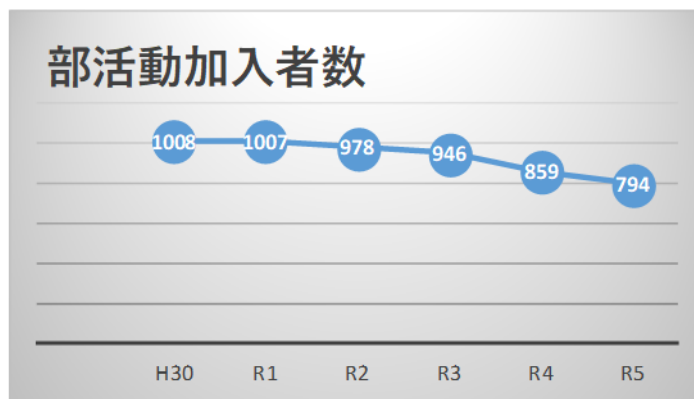
年度	生徒数
H30	1122
R1	1130
R2	1098
R3	1072
R4	1024
R5	984



R1以降減少が続いている。これからも、年に50人程度減少していく。

（2）部活動加入状況（R1～R5）

年度	計
H30	1008
R1	1007
R2	978
R3	946
R4	859
R5	794

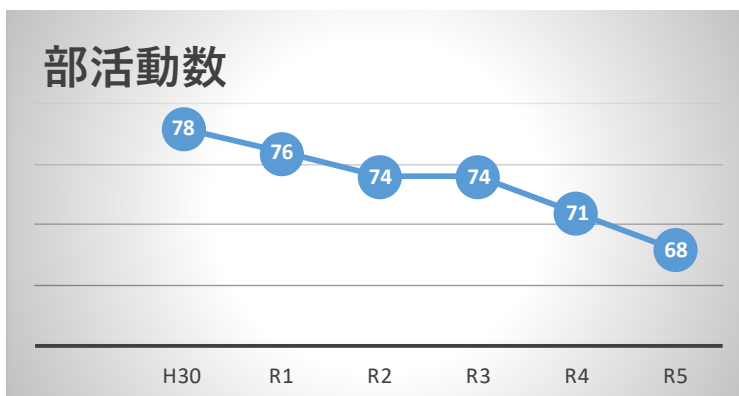


部活動への加入者は生徒数以上に減少傾向にある。クラブへ加入。無所属の増加。

※加入率も減少傾向R1「90%」R5「81%」（クラブ加入・無所属の増加）

（3）部活動数の推移（R1～R4）

年度	部活動数
H30	78
R1	76
R2	74
R3	74
R4	71
R5	68



部活動数は過去5年間で7つしか減っていない。

各学校部員数減。合同チームの増加。

2 南島原モデルの提案について

※文化部活動も同様の考え方で進めていく。

(1) 地域総合クラブ型（完全社会体育化）

イメージとしては、サッカーのクラブチームをイメージするとよい。地域、学校を越えて生徒・保護者が自分のニーズによりチームやクラブを選択し、活動する。活動に係る費用や輸送はクラブの実態に合わせて保護者負担となる。学校からクラブへの関与はほとんどない。

①メリット

完全社会体育となり、学校が指導等関与しなくてよい。また、より専門的な指導を受けることができる。全ての種目や、輸送手段、施設などの充実が図られると理想の形の一つとなる。

②デメリット

南島原市内は現在「TEAM ひまわり」のみ。種目が限られている。学校に「部活動」が存在する限り、部員不足等の問題解消にはつながりにくい。また、学校と地域クラブの連携方法を考える必要がある。

※ 平日は学校で活動し、休日はクラブでの活動という場合にはそぐわない。完全に児童生徒はクラブに所属し、活動を行うことが基本。

(2) 協会クラブ型（学校体育と各協会融合型）

イメージとしては、協会がクラブを設立し、各学校に生徒・指導者の加入を募集する。募集する範囲は南島原市内の児童生徒を対象とし、設立するクラブの数は、競技人口に応じて各地区単位、南島原市全体と各協会において柔軟な対応ができる。

※例 バレーボール協会 バレーボール男子 競技人口少 設立クラブ数1

ソフトテニス協会 男女とも競技人口多 設立クラブ4（地区ごと）など

学校の「部活動顧問」という概念ではなく、これまでのコーチ・指導者（教員）として活動する（兼職兼業）。教師自身も専門性を生かせる種目を選ぶことができる。

①メリット

加入した児童生徒に対して、各カテゴリーに応じた指導を行っていくことができる。練習頻度・練習時間・練習強度など様々なニーズに対応しやすい。また、学校とも連携しやすく、各学校から指導者として協力できる教職員を登録し、協力体制を構築する。社会体育でありながら、これまでの部活動としての活動を生かすことも場合によっては可能となる。

②デメリット

市中体連への参加については、今後検討していく必要がある。協会主体で中体連出場を目指すために、市の予選から参加するためには、学校に部活動として残しておく必要がある。また、所属している生徒によっては、学校単独での出場ができない場合に、大会に参加できなくなる（※クラブとして協会の県予選に参

加するなら別)。平日の練習に関しては、保護者の協力を得るためには活動開始時間が遅くなる（１８：００～２０：００など）ため、難しい。

（３）学校クラブ型（学校体育合同型）

イメージとしては、今年度から実施されている中体連の合同規定にある「付帯合同」である。近隣の中学校に集まって練習を行う。平日も可能であれば集まって練習する（自転車道路の有効活用）など、現在の合同チームの方法である。ただし、中体連ではより細やかな規定があるため、普段から一緒に練習できる近隣校同士の合同が基本となる。地域移行の観点から行くと、地域から指導者の派遣事業（部活動指導員）など支援体制が必要となる。

※例 A～C 中学校で部活動を合同で行う（平日は可能な限り）。A～C 中学校在籍の部活動顧問で指導を行う。必要に応じて指導者を委嘱するなどの対応を行う。

※例 吹奏楽は学校クラブ型が実施可能。カムスを拠点として、各学校にある余分な楽器を集めておく（特に移動が困難な楽器）。また、高校との連携を強化する。島原半島吹奏楽連盟とも連携を強化する（コンクールへの参加等）。

①メリット

現在の部活動の少人数合同に近い形なので、学校としては取り組みやすい。発展的に考えると、合同部活動を実施する学校の校長裁量で、部活動を再編成し、生徒のニーズに応えることができると考える。市中体連の参加については協会型と同様の考え方となる。

②デメリット

地域移行というスタンスは弱い。部員不足等の問題は解消されやすいが、教師の負担軽減対策とはならない。また、合同だけでなく、拠点校方式や区域外就学等の対応も必要となる。それにより、顧問の人事異動によって生徒も転校するなど、学校間での事務的作業も増えるとともに指導者としての教師の負担増加につながる可能性もある。

（４）個人クラブ型（完全社会体育化）

教師や地域指導者が個人でクラブ登録し、活動を行う。小学校の社会体育をイメージするとよい（ただし、小学校の教師は事務的な作業を担っている場合がある）。

現在、各地域で立ち上がっているクラブのほとんどがこのタイプであり、個人の指導力や熱意のみで成立する。

①メリットとデメリットは表裏一体

指導者個人の経営方針に大きく左右される（技術向上最優先など）。完全社会体育となる。持続可能かはクラブを設立した指導者次第である。

3 今後の方向性について

今後の本市における部活動の在り方を一つの形態に絞り込むのではなく、それぞれのタイプの良さを考え、保護者・児童生徒及び教職員自らが選択できる状況を作る。そのためにモデルチームを R6 年度中に立ち上げる準備を行いながら R7 年度からモデルタイプとして活動する。モデルを作って実際に活動する中で、保護者への周知・説明会をそれぞれの立場で行っていく方が、保護者、地域の方々の理解と協力を得やすくなると考える。

(1) 地域総合型スポーツ団体としてできること

- ①競技種目を増やすことが可能か
- ②指導者の確保について（学校の部活動指導者を登録することは可能か）
- ③輸送手段について南島原市全域か長崎県全域を対象とするのかなど

(2) スポーツ協会として各協会においてできること

- ①カテゴリー別のクラブ設立ができるか
- ②指導者の確保について（学校の部活動指導者との連携含む）
- ③輸送手段について
- ④練習施設等の確保について
- ⑤クラブを担当する事務的作業担当の役職

(3) 学校としてできること

- ①部活動合同・付帯合同ができるか（中体連との連携）
- ②拠点校方式（近隣校合同含む）
- ③中体連出場方法の検討
- ④部活動の再編（合同運営する学校同士で）
- ⑤保護者への説明

(4) 個人クラブの設立について

- ①学校との連絡調整
- ②所属学校の部活動顧問制度の見直し検討。

(5) 教育委員会としてできること

- ①公認制度の整備（指導者の質の向上・区域外通学制度の見直し・各種補助の整備）
- ②地域への情報発信及び説明会の準備、実施計画作成
- ③寺子屋制度の充実（特に小学校 文化面は中学校）※各地区単位ではなく市単位として取りまとめて実施する体制を作る。
- ④地域の高校との連携強化（特に吹奏楽関係）

(6) 市中体連・中文連としてできること

- ①県中体連との連携（出場規定について。他地域との整合性・公平性の確保）
- ②他県も含めた情報収集と情報発信（教育委員会と連携）
- ③市中体連としての在り方を検討する（補助金も含めて）

4 仮称「南島原市中学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針」の策定を進めていく。（原案は作成中）

<参考>

南島原市の部活動ガイドライン抜粋及び部活動の現状

- (1) 平日1日・土日どちらか1日を休日とする。（第3日曜日は家庭の日原則休日）
- (2) 平日2時間・土日どちらか3時間程度の練習とする。
- (3) 大会等の参加については7回～12回程度とする。
- (4) 外部指導者は学校長が委嘱し、謝金・スポーツ保険は市教委が支払う（年間2万円）
- (5) 国・県は「在り方に関する方針」は、ほぼ同上。